

2024年1月26日

株主各位

東京都墨田区江東橋2-5-9 晴美ビル
吉通貿易株式会社
代表取締役社長 金山 名

募集株式の発行及び新株予約権の付与に関する募集事項等についての公告

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、2024年1月25日付開催の当社取締役会において、2023年12月30日付当社取締役会において決議された当社普通株式（以下「本件原株式」という。）の発行及び新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）の付与について、下記の通り変更することを決議いたしました。

つきましては、下記の募集株式の発行及び新株予約権の付与について、会社法第201条第4項及び第240条第3項に基づき公告いたします。

何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本件原株式の発行

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 5,970,152 株
(2) 募集株式の払込金額	0.67 米ドル
(3) 募集株式の払込期間	2024年1月26日から2024年3月31日まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本件原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p> <p>② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等</p>

	増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(5) その他	代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、本件原株式の発行のために必要な一切の事項を行う権限を付与する。

2. 本件新株予約権の付与

(1) 新株予約権の名称	吉通貿易株式会社第2回新株予約権
(2) 新株予約権の数	5,970,152 個
(3) 新株予約権の目的たる株式の数又はその算定方法	<p>当社普通株式を原株とする米国預託株式（以下「本件ADS」という。）により表章される当社普通株式（以下「普通株式」という。）5,970,152株</p> <p>ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>新株予約権1個の目的である普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない付与株式数について行われるものとする。</p>

	<p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率</p> <p>また、当社が合併又は会社分割を行う等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で発行されていない付与株式数についてのみ行われるものとする。</p>
	調整後付与株式数＝調整前付与株式数×調整比率
(4) 新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨	払込を要しない
(5) 新株予約権の割当日	2024年1月30日
(6) 新株予約権の割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	<p>新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1普通株式当たりの額は、本件ADSの発行価格（募集価格）と同額（以下「行使価額」という。）とする。</p> <p>なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。</p> <p>① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の</p>

	<p>算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 0.01 米ドル未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率</p> <p>② 当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案して定められる調整比率を用いて、次の算式により、必要な範囲で行使価額を調整し、調整の結果生じる 0.01 米ドル未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後行使価額＝調整前行使価額×1／調整比率</p>
(8) 新株予約権を行使することができる期間	2024 年 1 月 30 日から 2029 年 7 月 30 日まで
(9) 新株予約権の行使の条件	なし
(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<p>① 新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p> <p>② 新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

(11) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
(12) その他	代表取締役社長又はその選任する代理人に対し、本件新株予約権の付与のために必要な一切の事項を行う権限を付与する。

(備考)

1. 「American Depository Shares」(ADS) とは、米国国外の企業の株式を米国で流通させるために、米国国外企業の株式の預託を受けた預託銀行が、その株式を裏付けとして発行する代替証券をいう。
2. 実際の増加する資本金及び資本準備金の額は、出資の履行があった日の為替相場に基づいて円換算された金額となる。

以上